

保育現場における児童虐待の発見と発信

——福祉行政報告例のデータから——

灰 谷 和 代

厚生労働省の報告によると、平成27年度、児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は、103,260件（速報値）であり、平成26年度の88,931件から一気に10万件を超える形となった。平成26年度の確定値によると、虐待を受けたとされる被虐待児の年齢が、0歳から学齢前が被虐待児全体の44%を占め、主たる虐待者としては、実母が全体の52%、実父が全体の35%であり、実父母による虐待が多い。これらの傾向は、長年続いているが、主な虐待種別については、面前DVによる「心理的虐待」が多く発見され通告されるようになったことから、平成25年度を境に「心理的虐待」が「身体的虐待」よりも多くなっている。これらの傾向からも、0歳から学齢前の乳幼児と保護者との関わりの多い保育現場（幼稚園・保育所）では、児童虐待の早期発見および早期対応（発信）機関としての期待は、多く寄せられており、児童虐待対応の手引書や児童虐待チェックシートの作成等、国や各自自治体によるシステム構築や施策も多く見受けられる。

今回、保育現場において児童虐待対応システムや施策が上手く活用されているかを確認するひとつの手段として、「福祉行政報告例」の児童虐待相談件数のデータから、保育現場（幼稚園・保育所）に関わる数値のみを抽出した。対象とした基礎データは、すでに厚生労働省のホームページ上で公開されている「福祉行政報告例」のデータ2010年～2014年（平成22年度～平成26年度）の5年分とした。また、保育現場からの相談先として、児童相談所だけでなく、家庭児童相談の第一義的窓口である市町村への児童虐待相談件数

も対象とした。①被虐待児の年齢が0歳から学齢前である相談件数、②保育現場（保育所・幼稚園）からの相談件数、③保育所・幼稚園、それぞれの相談件数の内訳、この3つを抽出した。そして、被虐待児の年齢が0歳から学齢前である相談件数のうち、保育現場からの相談件数（保育現場からの発信件数）の割合を算出した。結果、全国の数値をまとめたものが、表1-1と表2-1である。また、平成26年度のデータのみではあるが、各都道府県の数値（件数）をまとめたものが、表1-2、表2-2であり、政令指定都市等ごとに、まとめたものが、表1-3、表2-3である。¹⁾

表1-1：保育現場から児童相談所への児童虐待相談件数（全国）

	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
児童相談所への相談件数 0歳～学齢前 児童の件数	24,683	25,900	29,008	31,393	38,665
保育現場発信の相談件数 (保育所・幼稚園発信の相談件数)	1,078	1,095	1,120	1,094	1,165
割合	4.4%	4.2%	3.9%	3.5%	3.1%
内訳：保育所	862	882	909	881	906
内訳：幼稚園	216	213	211	213	259

※福祉行政報告例（厚生労働省）のデータを基に筆者作成（2016）（件）

表2-1: 保育現場から市町村への児童虐待相談件数 (全国)

	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
市町村への相談件数 0歳～学齢前 児童の件数	34,046	34,915	36,415	38,942	43,526
保育現場発信 の相談件数 (保育所・幼 稚園発信の相 談件数)	6,504	6,595	6,498	6,910	7,288
割合	19.1%	18.9%	17.8%	17.7%	16.7%
内訳: 保育所	5,788	5,853	5,819	6,019	6,359
内訳: 幼稚園	716	742	679	891	929

※福祉行政報告例 (厚生労働省) のデータを基に筆者
作成 (2016) (件)

全国データ (表 1-1・表 2-1) を見る限りでは、保育現場への様々なシステム構築や施策が講じられているとはいえ、保育現場から児童相談所への児童虐待相談件数も、保育現場から市町村への児童虐待相談件数も大きな変化はなく、横ばい状態であることがわかる。幼稚園と保育所別の数値では、保育所発信の相談件数が圧倒的に多いが、全国の幼稚園の数は 12,905 園²⁾、全国の保育所の数は 24,424 施設³⁾ であることから、母集団の数が大幅に違うことを考慮した上で判断したい。

保育現場発信の相談件数が伸びていない要因として考えられることを、次の 3 つにまとめた。

① **保育現場において「児童虐待」の予防ができていない。**多くの児童虐待ケースにおいて、「児童虐待」として表れる前に、何らかの兆候が見られる。常時、日々の子どもの生活と成長を見守る保育現場では、「児童虐待」という形ではない前段階で、子どもと家庭の課題を発見できる可能性は十分にある。また、出産前から保健師が母親支援に取り組み、保健師から保育士へと支援が繋がる等、すでに他機関と連携した状況で入園・入所するケースも存在する。つまり、保育現場における児童虐待対応システムだけではなく、子育て支

援や保護者支援システムが、上手く活用されている結果「児童虐待相談」としては少ないであろうという見解である。

② **保育現場においての児童虐待に対する、発見機能や発見後のアセスメント機能が十分に発揮されていない。**先に述べた①が妥当であれば、何ら問題はない。しかしながら、A 市内の保育施設職員に対する全数調査 (2013. 1~3) によると、児童虐待の発見ツールである「児童虐待チェックシート」を「見たことがない」と回答した保育施設職員が、全体の 4 割以上、「児童虐待チェックシートを使用しても、通告・相談の判断が難しい」とする結果が出ており、保育現場において、発見機能や発見後のアセスメント機能が十分に発揮できていない可能性が示唆されている。(灰谷, 2015)

③ **児童虐待を発見しても、明確な根拠がない限り、保育現場は、相談・通告に対して躊躇している。**総務省の各報告書によると、保育現場が他機関へ通告後の対応が不十分とする意見⁴⁾もあり、通告までに長時間要した事例の存在や、通告するまでに誤報の可能性がなくなってから通告すべきという考えがあること⁵⁾が、報告されている。

保育現場と他機関との関係性、保護者との関係悪化の恐れ、明確な根拠を示せない、等から、通告・相談に至っていない、躊躇している可能性が考えられる。

次に、都道府県のデータ (表 1-2・表 2-2) と政令指定都市のデータ (表 1-3・表 2-3) を見ていくと、保育現場発信の相談件数の割合には、地域差があることがわかる。それぞれ地域の保育所・幼稚園の数の違い、児童虐待対応に対するシステムの違いがあることが窺える。今後、保育現場発信の児童虐待相談の割合が高い都道府県や市町村を中心に、児童虐待対応システムの現状を含め、より丁寧な実態調査をしていくことで、より優れた児童虐待対応システム構築への手立てが見出される可能性はある。

保育現場における児童虐待の発見と発信（灰谷）

表 1-2：保育現場から児童相談所への児童虐待相談件数（平成 26 年度：各都道府県）

	総数 (件)	0歳～ 学齢前	0～3歳 未満	3～学齢前 児童	保育現場 (件)	(保育所)	(幼稚園)	割合 (%)
全 国	88931	38665	17479	21186	1165	906	259	3.1
北 海 道	1855	842	404	438	16	16	—	1.9
青 森 県	834	305	148	157	11	11	—	3.6
岩 手 県	390	130	68	62	10	9	1	7.7
宮 城 県	802	311	141	170	6	2	4	1.9
秋 田 県	285	119	53	66	—	—	—	—
山 形 県	343	121	58	63	6	4	2	5.0
福 島 県	394	183	80	103	9	7	2	4.9
茨 城 県	1258	514	217	297	6	6	—	1.2
栃 木 県	931	398	179	219	5	2	3	1.3
群 馬 県	920	403	168	235	20	18	2	5.0
埼 玉 県	5600	2422	995	1427	40	25	15	1.7
千 葉 県	5173	2253	1002	1251	33	16	17	1.5
東 京 都	7814	3174	1607	1567	39	16	23	1.2
神 奈 川 県	3290	1411	617	794	28	14	14	2.0
新 潟 県	814	342	155	187	8	8	—	2.3
富 山 県	309	125	60	65	—	—	—	—
石 川 県	420	198	104	94	15	14	1	7.6
福 井 県	346	149	55	94	—	—	—	—
山 梨 県	567	247	131	116	2	2	—	0.8
長 野 県	1638	655	279	376	26	26	—	4.0
岐 阜 県	996	377	165	212	10	5	5	2.7
静 岡 県	1184	491	237	254	7	6	1	1.4
愛 知 県	3188	1418	546	872	19	9	10	1.3
三 重 県	1112	511	212	299	15	12	3	2.9
滋 賀 県	1004	452	216	236	12	12	—	2.7
京 都 府	1098	441	161	280	10	8	2	2.3
大 阪 府	7874	3401	1335	2066	74	45	29	2.2
兵 庫 県	1868	889	350	539	12	10	2	1.3
奈 良 県	1567	726	266	460	3	2	1	0.4
和 歌 山 県	887	399	144	255	10	10	—	2.5
鳥 取 県	82	23	14	9	1	1	—	4.3
島 根 県	178	67	14	53	9	9	—	5.1
岡 山 県	420	177	92	85	5	5	—	2.8
広 島 県	1850	810	335	475	35	19	16	4.3
山 口 県	270	94	41	53	2	2	—	2.1
徳 島 県	710	316	128	188	13	10	3	4.1
香 川 県	727	266	101	165	13	11	2	4.9
愛 媛 県	597	320	145	175	10	6	4	3.1
高 知 県	235	78	39	39	1	1	—	1.3
福 岡 県	951	384	149	235	14	11	3	3.6
佐 賀 県	190	72	29	43	1	1	—	1.4
長 崎 県	301	99	43	56	4	4	—	4.0
熊 本 県	446	193	83	110	4	4	—	2.1
大 分 県	970	477	211	266	25	23	2	5.2
宮 崎 県	540	250	111	139	12	10	2	4.8
鹿 児 島 県	247	97	47	50	8	8	—	8.2
沖 縄 県	478	195	94	101	8	4	4	4.1

※福祉行政報告例（厚生労働省）のデータを基に筆者作成（2016）

表2-2: 保育現場から市町村への児童虐待相談件数 (平成26年度: 各都道府県)

	総数 (件)	0歳～ 学齢前	0～3歳 未満	3～学齢前 児童	保育現場 (件)	(保育所)	(幼稚園)	割合 (%)
全 国	87694	43526	20528	22998	7288	6359	929	16.7
北 海 道	3093	1433	646	787	177	158	19	12.4
青 森 県	293	164	102	62	21	21	—	12.8
岩 手 県	454	202	95	107	38	27	11	18.8
宮 城 県	1564	592	237	355	182	125	57	30.7
秋 田 県	302	129	59	70	13	12	1	10.0
山 形 県	265	126	60	66	19	19	—	15.0
福 島 県	467	198	83	115	45	36	9	22.7
茨 城 県	1080	495	185	310	75	58	17	15.1
栃 木 県	731	379	164	215	70	50	20	18.4
群 馬 県	373	201	91	110	29	25	4	14.4
埼 玉 県	3393	1712	817	895	179	160	19	10.4
千 葉 県	4863	2400	1075	1325	188	151	37	7.8
東 京 都	12117	6323	3176	3147	784	668	116	12.4
神奈川県	2261	1333	601	732	116	107	9	8.7
新 潟 県	1208	509	220	289	170	160	10	33.4
富 山 県	302	146	65	81	62	62	—	42.5
石 川 県	563	291	115	176	98	97	1	33.7
福 井 県	297	116	39	77	28	26	2	24.1
山 梨 県	488	260	109	151	55	52	3	21.2
長 野 県	1049	490	207	283	114	101	13	23.3
岐 阜 県	616	287	130	157	38	35	3	13.2
静 岡 県	1170	566	264	302	94	59	35	16.6
愛 知 県	2357	1123	519	601	264	231	33	23.5
三 重 県	1617	741	297	444	204	171	33	27.5
滋 賀 県	1708	785	347	438	175	137	38	22.3
京 都 府	1478	634	266	368	150	121	29	23.7
大 阪 府	10377	4966	2465	2501	940	843	97	18.9
兵 庫 県	4982	2501	1203	1298	409	358	51	16.3
奈 良 県	1889	957	509	448	121	97	24	12.6
和 歌 山 県	971	453	162	291	83	79	4	18.3
鳥 取 県	72	26	13	13	8	7	1	30.8
島 根 県	190	81	34	47	12	12	—	14.8
岡 山 県	771	409	187	222	93	80	13	22.7
広 島 県	1787	902	421	481	268	248	20	29.7
山 口 県	248	121	49	72	29	22	7	23.9
徳 島 県	278	135	53	82	34	31	3	25.1
香 川 県	606	277	105	172	80	70	10	28.8
愛 媛 県	526	261	118	143	61	52	9	23.3
高 知 県	292	134	62	72	42	37	5	31.3
福 岡 県	1574	962	267	425	209	193	16	21.7
佐 賀 県	285	143	58	85	34	28	6	23.7
長 崎 県	465	207	92	115	28	26	2	13.5
熊 本 県	543	227	100	127	30	29	1	13.2
大 分 県	1422	743	315	428	146	132	14	19.6
宮 崎 県	795	380	135	245	79	75	4	20.8
鹿 児 島 県	336	144	64	80	23	21	2	16.0
沖 縄 県	919	414	183	231	59	48	11	14.3

※福祉行政報告例 (厚生労働省) のデータを基に筆者作成 (2016)

保育現場における児童虐待の発見と発信（灰谷）

表 1-3：保育現場から児童相談所への児童虐待相談件数（平成 26 年度：各政令指定都市等）

	総数 (件)	0歳～ 学齢前	0～3歳 未満	3～学齢前 児童	保育現場 (件)	(保育所)	(幼稚園)	割合 (%)
全 国	88931	38665	17479	21186	1165	906	259	3.1
札幌市	1159	520	236	285	18	16	2	3.4
仙台市	565	273	117	156	30	27	3	11.0
さいたま市	1293	531	284	247	28	20	8	5.3
千葉市	786	412	206	206	13	11	2	3.1
横浜市	3617	1596	691	906	51	39	12	3.1
川崎市	1639	776	347	429	40	34	6	5.1
相模原市	951	456	213	243	13	11	2	2.8
新潟市	413	173	73	100	—	—	—	—
静岡市	511	256	116	140	7	5	2	2.7
浜松市	437	233	119	114	7	6	1	3.0
名古屋市	1969	909	554	355	42	38	4	4.6
京都市	951	440	221	219	46	40	6	10.5
大阪市	4554	2049	1116	933	92	77	15	4.5
堺市	1310	604	318	286	9	6	3	1.5
神戸市	811	335	164	171	6	6	—	1.8
岡山市	351	147	77	70	1	1	—	0.7
広島市	1165	540	254	286	57	49	8	10.5
北九州市	454	217	105	112	31	27	4	14.2
福岡市	547	209	78	131	4	3	1	1.9
熊本市	485	221	140	81	5	5	—	2.3
中核市(別掲)								
横須賀市	693	287	151	136	26	20	6	9.1
金沢市	317	154	70	84	22	21	1	14.2

※福祉行政報告例（厚生労働省）のデータを基に筆者作成（2016）

表 2-3：保育現場から市町村への児童虐待相談件数（平成 26 年度：各政令指定都市等）

	総数 (件)	0歳～ 学齢前	0～3歳 未満	3～学齢前 児童	保育現場 (件)	(保育所)	(幼稚園)	割合 (%)
全 国	87694	43526	20528	22998	7288	6359	929	16.7
札幌市	207	119	58	61	10	10	—	8.4
仙台市	481	248	112	136	33	33	—	13.3
さいたま市	331	176	83	93	15	15	—	8.5
千葉市	226	141	76	65	4	4	—	2.8
横浜市	1016	724	434	290	88	83	5	12.2
川崎市	610	430	254	176	17	16	1	4.0
相模原市	831	457	192	265	49	40	9	10.7
新潟市	306	190	115	75	41	37	4	21.6
静岡市	320	193	72	121	22	21	1	11.4
浜松市	309	192	85	107	44	24	20	22.9
名古屋市	806	468	229	239	85	82	3	18.1
京都市	1034	479	226	253	32	30	2	6.7
大阪市	4282	2007	1020	987	362	326	36	18
堺市	1279	640	355	285	73	67	6	11.4
神戸市	244	156	82	74	38	36	2	24.4
岡山市	491	253	138	115	99	84	15	39.1
広島市	741	424	206	218	34	31	3	8.1
北九州市	155	108	56	52	29	27	2	26.9
福岡市	272	140	76	64	20	19	1	14.2
熊本市	269	143	73	70	17	17	—	11.9
中核市(別掲)								
横須賀市	47	33	22	11	—	—	—	—
金沢市	—	—	—	—	—	—	—	—

※福祉行政報告例（厚生労働省）のデータを基に筆者作成（2016）

注

- 1) 表 1-1、表 1-2、表 1-3、表 2-1、表 2-2、表 2-3 全て、厚生労働省 HP 「平成 26 年度福祉行政報告例」(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>) のデータを基に筆者が作成したものである。
- 2) 学校基礎調査 (2014) からの引用数値である。
- 3) 社会福祉施設等調査 (2014) からの引用数値である。
- 4) 「児童虐待防止等に関する意識調査」(2010)
- 5) 「児童虐待の防止等に関する施策評価書」(2012)

参考文献

- 灰谷和代 (2015) 「保育現場における児童虐待対応とソーシャルワーク・アセスメントの必要性」保育ソーシャルワーク学研究 第 1 号, P71-83
- 付記 本文は、日本社会福祉学会 第 64 回秋季大会にて、筆者が口頭発表した内容の一部を加筆したものである。